

働き方改革の目標

在庁時間の縮減

- 原則20時までに退庁
- やむを得ない場合でも22時までには退庁
- 必要な場合は、翌日朝勤務で対応
- 原則17時15分以降は会議を行わない

テレワークの活用促進

- 育児や介護など配慮を要する職員をはじめ 希望する全職員についてテレワークを活用

フレックスタイム制や早出・遅出勤務の活用促進

- フレックスタイム制について、特に育児や介護を行う職員からの希望は、原則100% 希望どおり対応できるよう配慮
- 国会对応などの他律的業務について、早出・遅出勤務を活用
- 原則11時間のインターバルを設けるなど

休み方改革の目標

年間16日以上・少なくとも全職員の75%が毎月1日以上の年次休暇を取得

- **年次休暇:** 全ての職員が、マンスリー休暇（毎月1日以上の年次休暇）を取得
- **夏季特別休暇:** 全ての職員が、連続1週間以上の 休暇を取得
- **その他の休暇:** 全ての職員が、GW・年末年始に、マンスリー休暇とは別に、1日以上の年次休暇を取得

実績

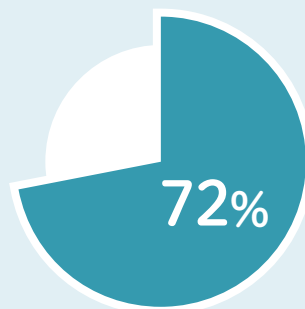
平均退庁時間（実績）



R2年 20:19
R3年 20:10
R4年 20:01

R5年 19:54

全職員のうち、月1日以上の年次休暇を取得した割合（実績）



R2年 59%
R3年 64%
R4年 68%

R5年 72%

育休職員にインタビュー



やの れいな
矢野 玲奈

育児休業について

令和5年9月に第一子の娘を出産し、現在に至るまで産休・育休を取得しています。妊娠中は国際課に所属し、G7倉敷労働雇用大臣会合やG7広島サミットに向けて課全体が多忙な時期だったのですが、妊娠を告げた際に、幹部も同僚も皆揃ってあたたかい言葉をかけて下さり、どういった具体的な配慮が必要か速やかに相談・調整に動いて下さったことが印象的でした。また、日常的に上司や同僚から早く帰るよう声をかけてもらったり、妊婦健診の日や体調不良時などは1時間単位で取得できる時間休やテレワークを活用したり、とても助けられました（妊婦健診のための有休は別個で付与されるため、通常の有休を温存できるのもありがたかったです）。令和6年9月から職場復帰するに当たって、短時間勤務と早出勤務を活用する予定です。仕事と育児の両立のための様々な制度を活用しながら、無理をしすぎず、持続可能な両立を目指したいと考えています。

略歴

- 平成27年 ● 入省
- 平成28年 ● 職業安定局 障害者雇用対策課 係員
～ハローワークにおける障害者に対する就職支援を担当～
- 平成30年 ● 職業安定局 雇用保険課 主任
～育児休業給付や教育訓練給付、雇用保険を活用した助成金等を担当～
- 令和元年 ● 長期在外研究員（米国ウィスコンシン大学マディソン校）
～米国の障害者職業リハビリテーションの法制度と実践を学ぶ～
- 令和3年 ● 大臣官房国際課 主任
- 令和4年 ● G7準備室 係長
～G7倉敷労働雇用大臣会合の企画調整、OECDや各国との折衝等～
- 令和5年 ● 現在まで産休・育休を取得中

厚生労働省のワークライフバランスについて、以前と比べてどのような変化を感じていますか。

ワークライフバランスは、私の入省後10年の間にも大きく変わったと感じています。残業時間を減らそうという幹部の声かけや様々な取組み、月1以上の有休取得を事前に設定するなどの休み方改革、テレワーク環境の整備と活用の拡大、Teamsなどを活用した業務の効率化、男性職員の育休取得の増加など、（道半ばの側面もありつつ）様々なことの積み重ねで変化してきています。制度などのハード面だけでなく、実際の職場の人間関係などソフト面も重要だと思います。実は、人間科学職には非公式ママ会があり、私も産前から参加してもらい、育児真っ最中の先輩方に仕事との両立をサバイブするための具体的なTipsを得ることができ、心強いなと感じています。個人的な肌感覚ですが、我々の直接の上司に当たる30代や40代の世代には、男女問わず育児にも仕事にもフルコミットしている人がグンと増えているように感じています。実際に奮闘する人が増えることで、組織の働きやすさも更に向上するのではないかと思います。

主な両立支援制度について

不妊治療をする場合

出生サポート休暇 不妊治療の通院等のために、5日以内（体外受精や顕微授精を受ける場合は10日以内）で取得

出産する場合

産前・産後休暇 産前6週間、産後8週間の期間に取得

妻が出産予定又は出産した場合

配偶者出産休暇 妻の出産や入院時の付き添い等のために2日以内で取得

妻が6週間以内に産前又は産後1年以内の場合

育児参加のための休暇 生まれた子や上の子を養育するために5日以内で取得

1歳未満のこどもを養育する場合

保育時間 1日2回それぞれ30分以内の時間で保育のための時間を取得

3歳未満のこどもを養育する場合

育児休業 配偶者の就労状況に関わらず取得可能

小学校就学前のこどもを養育する場合

育児短時間勤務 勤務形態を選択し、短時間で勤務する

育児時間 勤務時間の始め又は終わりに、1日につき2時間以内で育児のための時間を取得

小学校就学前のこどもを看病する場合

子の看護休暇 年5日まで取得可能（対象となる子が2人以上の場合は年10日）

小学校就学前のこどもを養育、又は父母などを介護する場合

早出・遅出勤務 始業・終業時間を繰り上げ又は繰り下げて勤務

配偶者、父母、子、配偶者の父母などを介護する場合

介護休暇 6か月の範囲内で取得